

【企業会計基準と特殊法人等会計処理基準との相違について】

当行が日本政策投資銀行法第 38 条の規定に基づき作成している財務諸表は、関連法令に加え、特殊法人等会計処理基準（昭和 62 年 10 月 2 日 財政制度審議会公企業会計小委員会報告）に従っております。

平成 12 年度以降においては上記財務諸表と並行して、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「財務諸表等規則」という。）等に基づいた財務諸表を作成しており、金融商品取引法第 193 条の 2 の規定に準じて現在は監査法人トーマツの監査証明を受けております。

日本政策投資銀行法に基づく財務諸表（特殊法人会計基準ベース）と財務諸表等規則に基づいて作成した財務諸表（企業会計基準ベース）の間には主に以下の制度的相違があります。

項目	特殊法人会計基準ベース	企業会計基準ベース
資産自己査定・実質引当	（貸付金）日本政策投資銀行法施行令第 4 条第 3 項の規定に基づき平成 11 年大蔵省告示第 284 号第 16 条に規定された貸倒引当金（期末貸付金残高の 3 / 1,000 上限）を計上。	（貸出金）金融庁作成による「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」（以下「金融検査マニュアル」という。）に準じた債務者区分、債権分類を行い、部分直接償却を含め所要の引当金を計上。
	（出資金）引当制度無し。	（株式）貸出金と同様、「金融検査マニュアル」に準じ、一部減損を含め所要の投資損失引当金を計上。
退職給付会計	退職給付引当制度無し。 （予算単年度主義）	退職給付会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成 10 年 6 月 16 日））に準じ、退職給付債務及び年金資産の額に基づいて要引当額を計算し、数理計算上の差異を含め全額を計上。
金融商品時価評価、その他	時価評価未対応	金融商品会計基準（「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成 11 年 1 月 22 日））に従い、保有有価証券の一部を時価評価。金利スワップ取引に対するヘッジ会計の適用。 外貨建取引会計基準（「外貨建取引等会計処理基準の改定に関する意見書」（企業会計審議会平成 11 年 10 月 22 日））に従い、外貨建資産の一部を期末為替レートで計上。外貨貸付・外国債発行に係る通貨スワップには振当処理を適用。 その他、一般に公正妥当と認められる会計処理基準に準じて計算。 （経費支出に係る未払・前払補正等）